

平成 2 1 年第 3 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成 2 1 年 9 月 1 7 日

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美
書記 佐藤ちはる

	議 事
議 長	ただいまの出席議員は 7 名であります。 定足数に達しております。
議 長	これよりただちに本日の会議を開きます。 (10 時 00 分)
議 長	本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により議長において、 2 番高橋さん、3 番菊地さんを指名いたします。
議 長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
議会運営委員長	堂場議会運営委員長 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 第 3 回村議会定例会の追加議案の提案に関し、議長から諮問がありましたので、これに応じ 9 月 17 日午前 9 時 00 分より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 その結果、会期については、追加提出案件の状況などを考慮し検討した結果、9 月 18 日までとし、変更後の会期日程については、お手元に配付したとおりといたしました。
議 長	以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしく願い申し上げます。
議 長	委員長の報告が終わりました。 なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします
議 長	日程第 3、村政に関する一般質問を行います。 順次発言を許します。
2 番高橋議員	2 番 高橋さん 通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

議
村
長
長

2点ということで、1点目が、小規模土地改良事業の実施をということと、2点目はさらべつカントリーパークの公園管理と今後はどうということに対して質問させていただきます。

最初に1点目、小規模土地改良事業の実施について一般質問させていただきます。

本年は過去に無い異常気象と申しますか、過去数十年に無い降水量となり、平年の2倍から2.5倍、また多い所では3倍という降水量の中で、本年の作況については、どの作物も湿害で作柄の回復は厳しい状況であります。

特に畑の条件の悪い所では、湿害で枯死している圃場も見受けられるのが現状であります。

そこで我が村も、排水事業については急務と思う次第であります。

現在、更別村明渠排水事業ということで2戸以上の受益者が共同施工する場合、村長が認めれば事業費の50%以内で助成を行うという事業がございますけれども、私は更に暗渠、客土、除礫についての事業を追加し、圃場の排水性を良好にと考えます。

また20年3月に一般質問させていただきましたけれども、その際には道営土地改良事業の聞き取り調査に基づき検討されるとのことでしたが、その結果も合わせ村長の考えをお伺いしたいと思います。

岡出村長

高橋議員の小規模土地改良事業の実施についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず今年の異常気象によりまして、農作物に湿害を受けておりまして、被害を受けられました農家の皆様方にはお見舞いを申し上げますところでございます。

小規模土地改良事業を村単独事業として実施する考えにつきましては、平成20年第1回の定例会においてご質問を頂いているところでございます。

その際には、道営畑地帯総合整備事業の計画の時期でもありまして、更に村の財政からも、まず、この道営事業で実施されることをお願いしたところでございます。

その際に、希望しても事業の採択要件以外の理由で採択されないもの、また、道の要件が実態に合わないものかを調査し、検討させていただくこととしたところでございます。

現在の道営事業の計画の状況、また、不採択となりました状況でございますけれども、更南地区及び勢雄地区について、道の担当者が聞き取り等をいたしまして、計画樹立の時点での調査が行われておりますけれども、更南地区と勢雄地区を合わせたものにつきまして報告をさせていただきます。

除礫につきましては、計画の採択は、128戸、490.2ha、これは客土と合わせて行う分、54戸分、287.3ヘクタールを含んだ数字でございます。

採択の要件は、25cmの作土に35mm以上の石礫が5%以上含まれる場合、1平方メートルに25cmの土中に35kg以上の石礫が含まれる場合となっております。

調査により、この要件から外れた圃場は勢雄地区で28.64ヘクタールあるということで報告を受けているものでございます。

また、意見として一部の方からは、もっと深くまでとの要望もあったところでございます。

次に、客土でございますけれども、計画の採択は、162戸、803.7haでございます。

採択の要件は、計画の作土深は25cmとなっており、現況の作土深、表土が25cm以下の場合に客土を行うものとなっており、地区平均を調査した結果、本地区においては、10cmの厚さで客土を行うとされたところでございます。

調査により、この要件から外れた圃場は、特に聞いておらないというところでございます。

また、一部の方からは、10cmよりもっと厚く客土をして欲しいという要望があったところであります。

暗渠につきましては、事業の内容は、最少掘削深が90cm、間隔が10mということでありまして、64戸、303.9haの計画となっております。

調査により、この要件から外れた圃場は、特にないというところがございます。

これらの事業の工事は、23年度から26年度において、石礫除去、暗渠、排水、客土、整地、これらの土地改良事業にかかる事業費、24億円と踏んでございますけれども、この事業費をもって実施されることとなっております。

なお、工事の実施にあたりましては、細調査が行われますので、先程の事業量等が変更される場合もありますのでご承知おきを願いたいと思います。

これらのことから、希望しても事業の採択要件以外の理由で採択されなかったものにつきましては、無かったところでございまして、また、採択要件につきましては、数名の方から、ご意見をいただいたようでございますけれども、現時点での事業における採択要件については、概ね、やむを得ないものであると判断しているところでございます。

従来から私どもは、小さな面積もなるべく拾って欲しいということをお願ひしてきたところでございまして、ほぼ満度に事業採択が行われているものと思っております。

これらのことから、村におきましては、道営の各事業においてほぼ希望どおり事業が実施されると考えているところから、当面は、実施状況や実施後における状況を見極めて更に検討してまいりたいと考えているところでございます。

議長
2番高橋議員

以上、お答えとさせていただきます。

2番 高橋さん

ただ今、道営土地改良事業の調査結果、また今後の村長のお考えについてお伺いしましたが、20年3月にもこのことは申し上げたかと思えますけれども、こういう道営土地改良事業、また個人である程度自由に客土なり除礫なりをするということは、自分としてはまた別な分野と言いますか、ある程度もそれも良しかなと自分では考えている次第でございます。また、道は8月20日、天候不順等農業対策連絡協議会という緊急調査ということで暗渠、排水、未整備の圃場を対象に農家から収量品質を聞き取るという調査をしたということで、その結果が9月14日だと思ふのですけれども、麦しか収穫されていないということで、麦での中間報告ということで報告がされているわけですが、それは言うまでもなく改良した方が良くという結果には決まっているわけで、その中間報告だというふうに位置付けております。

また、浦幌町は、こちらより降水量が多かったということで自治体の緊急排水対策事業ということで、補正で緊急に土地改良については農協も何割か助成する中で自治体等を含めて行うということでございます。

また、道は暗渠は90cmの深さで10mの幅ということでされるところですが、10m、10m行った中に畑の中で水溜りがあったとした場合には、今までの事業といたしましては、そこはあまりカウントされないという状況もあるのです。そうすると泥炭ですから、その水はけは暗渠の所まで水が行かないのです。だから私は自分の土地は自分でわかりますから、圃場を見ていて水が溜まっている状況の所に暗渠をして、除礫をして、石殻を中に入れて暗渠をすれば、その畑が3倍も4倍も排水性が良くなるということは自分でもわかっておりますし、そういう意味では是非お願いしたいという気持ちで申し上げている次第でございます。

それと村長が今後検討していきますというのは、道営事業に対するの検討なのか、私が申し上げることに対するの検討なのか。その点についてお聞きしたいと思えます。

岡出村長

今回の道営事業の調査にあたりましては、本当に小規模なものまで拾い上げていくということから答弁を申し上げているところでございます。本当に小規模なものでも公費をもって整備をしていかなければならないのかにつきましては、各農家がこれまで自助努力の中でやってきているわけでありますので、その辺は本当に小規模なものまで私どもが支援をしなければ出来ないのか、その辺については考え方の整理をしなければならないと思っております。

それから平成11年から16年度にかけて同種の畑総事業をやっているわけでありますけれども、年数を経過しますと除礫をしてもま

議長
村長

議長
2番高橋議員

た浮き上がってくる、そしてそれが経営に支障が出てくるというところが多々あるものですから、これについては更に同じ地区を同じような事業を入れていくということは、なかなか簡単なわけにいかないものですから、そういう支障の出たところについては村として考えていかなければならないということをお願いしているわけでありまして、現在は大規模に更南地区と勢雄地区が道営事業がこれから始まりますので、その推移を見させていただきたいと申し上げているのでありまして、ご理解をお願いしたいと思っております。

2番 高橋さん

今、村長のご意見を伺ったのですけれども、何か自分としては意見が合うような感じはしていないのですけれども、3回目の最後の質問ですから、今おっしゃられたように前向きで私の言ったことも頭に入れて是非これからお考えいただきたいと思うということで質問を終わらせていただきます。

次に2点目でありますけれども、さらべつカントリーパークの公園管理と今後はということで質問させていただきます。

さらべつカントリーパークの公園管理と今後はということで、現在、さらべつカントリーパークの管理については、更別産業振興公社が指定管理者ということで管理をお願いしているところでございます。

その中で、約200haの部分については有効的な活用もなく、ここ何年かは、ただ芝生を年10回以上刈り取りをして管理している現状ではないでしょうか。

当時は、十勝モーターパークが発足し、たくさんの利用があると計画し、利用価値のある公園ということであったとは思いますが、現在は利用も無く、経費の無駄だと思えます。

今後の有効利用、景観の維持、またコストダウンの面について、村長のお考えを伺います。

私としては、あそこは行政財産ということで、普通財産ではないということなので、その辺を整理しないと、勝手なことは言えないのでございますけれども、酪農家に管理をお願いするとか、景観等の配慮からひまわりを植える等、色々考え方はあると思うので、その点を合わせて村長のお考えを伺いたいと思えます。

岡出村長

続きまして、さらべつカントリーパークの公園管理と今後についてのご質問にお答えを申し上げます。

現在、株式会社更別産業振興公社を指定管理者として、設置目的にかなうように管理をお願いしているところでございます。

議員のご質問の部分につきましては、施設の入り口からセンターハウスに向かって左側の部分、こちらにパークゴルフ場、芝生広場、木製遊具、野外ステージ、マウンテンバイクコース、ふれあいの森がございますけれども、この内の芝生広場の約2haの部分の活用と

議長
村長

ということだと思っております。

カントリーパークの利用状況につきましては、これまでの利用で平成7年における利用が3,116件、12,734人で多かったところがございますけれども、平成20年度におきましては1,749件、7,312人の利用となっております、このように利用者数は、現下の経済状況等から減少しているということがございます。指定管理者及び村といたしましても、この状況を懸念しているところがございます。

議員からご提案をいただきましたが、芝生広場辺りを別な景観に変える等して、利用者数を回復する手立てはないかということがございます。この件につきましては、私も昨年より担当課に検討するよう指示をしていたところがございます。

このカントリーパークは、地域の公園的意味あいを持つものがございますので、指定管理者や地域の意見を伺いながら、また、最小の費用で実施可能なものについて、前向きにご質問をいただいたことを検討してまいりたいと考えているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

議長
2番高橋議員

2番 高橋さん

村長から利用人数はお聞きしたのですけれども、カントリーパーク自体はそれはそれで良いと思っっている次第ですけれども、その中の公園の部分についての意見ということでは言っているわけなので、担当の方をお願いしていたということなのですけれども、どういう発想があったのかお伺いしたいと思います。

議長
村長

岡出村長

牧草畑の利用について、公区の方と何回か担当課の方で出向き、打ち合わせ、意見交換をさせていただいております。その中で色々な作物のことがございましたけれども、これについては、なお検討を要するというので、現在に至っているわけでありましてけれども、私としては、何とかここの空き地の利用というものはかかっていかなければならないと思っておりますので、先程申し上げたとおり、ここの活用をはかってまいりたいと思っております。

議長
2番高橋議員

2番 高橋さん

検討していくということがございますから、皆さんの要望も聞きながら是非進めていただければと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長
6番松橋議員

6番 松橋さん

通告に従い、許可が出ましたので一般質問をさせていただきます。まず最初に片桐教育委員長、この度はご勇退ということで長い間教育行政にありがとうございました。

今回は6月に第29次の地方制度調査会の最終答申がタイムリー的に、地方議会人にも詳しく4名の先生方が書かれています。ほとんどすごい網羅されていると思います。

なかなか、難しいこともありまして理解度が私自身少ないかと思

っておりましたが、ちょうど昨日民主党に政権が変わりまして、これから村長も変わりましたから、どうなるかはわからないにしても、大筋ではおそらく変わらないと思います。今回は地域主権、これは新聞に載っていたのですけれども、これは民主党の案ですが、国から地方に権限を与える印象がある。地方分権ではなく、地方自治体が国に縛られず各地域の実情に即して主体的に行政運営が出来るようにする概念、それで最初に私どもの村は3,400人、民主党は300、先の自民、公明の与党1,000と、ここに書いてありますように来年の3月の合併切れの期限に3,232の自治体が現状は1,760ですと、人口1万人未満の町村は471と書いてあります。それで実は議会の改革というのは、どちらかという私達議員の仕事だと思っはいるのですけれども、どうしてもそれもこの問題について入ると思うのです。議員の定数ももちろんそうですし、議会の監査の仕組みについてもそれに書いてありますから、それで社説から、地方交付税の減額はこの度出来た与党につきましては行わずひも付き補助金を廃止して地方が自由に使える一括交付金とすると約束をした。ただ分権の担い手である知事は鮮明ではない。民主党は国との2層性を念頭に基礎自治体を300程度にまとめる考えをした。ですけれども何年前かに3町村の合併の問題がありました時に、あの時初めて行政の中の財務とかがそうなのだという勉強で初めてわかった。夕張の問題も含めましてそれまで行政というのはそういうことはあり得ないのだと思っていましたし、ただあそこは遠いから嫌だとか、中身についてどういうビジョンをしていくのかというのは僕達は国からそういうのが国の総務省から言われる前に考えておく必要があるということで、今回あえてこの問題を出して村長の考えを聞いてそれに対する僕達も勉強をしてどういう議会で良いのか、今の仕組みで本当に良いのか、財政はどうなのだろう。更別村は果たして3,400人で自治として、独立体としてやれるかどうかという議論を正式にしたことが今の村長になられてからないので、この際、議論をする前にそこら辺のお考えを最初にお聞きしたいのですけれども。

岡出村長

合併の問題でございますが、まず合併の動きについて説明を申し上げますと、最近の状況といたしましては、内閣総理大臣からの諮問を受けて第29次地方制度調査会にて今後の基礎自治体及び監査、議会制度のあり方について検討されまして、本年6月、麻生内閣総理大臣に答申をされたということでございます。その中で平成11年以来進めてきた平成大合併につきましては、市町村数3,232市町村が本年度末1,760市町村となり、相当程度進捗し、一定の効果を上げられたと評価されているところでございます。そして合併特例法も平成22年3月に期限切れとなるところから、この平成の大合併については一定の区切りを付けることが適当であると報告されたところであります。しかしながら、ご指摘のように今次の地方分権を推

議
村

長
長

進するに、なおも 1 万人以下の小規模な自治体が 471 と多くて残された課題も多いということでございます。答申書の中には引き続き合併の推進は必要とされておりまして、自主的に合併を選択する市町村に対しては必要な支援措置を講ずることが適当であると答申をされているところであります。また合併による行政基盤の強化のほか、広域連携や都道府県による補完など、多様な選択肢を用意いたしまして、市町村が最も適した仕組みを自ら選択出来るように更に地方自治制度上の仕組みに加えまして新たな連携の取り組みといたしまして、定住自立圏構想をはじめ、地域活性化施策を積極的に活用することで基礎自治体としての役割を果たすことが求められているわけでありまして、今後の市町村合併の方策として、合併の障害を除去するための措置や住民の意思を反映させるための措置、いわゆる合併の特例区、地域自治区等の定めが必要とする他、小規模町村の事務執行の確保の方策として更に広域連携、事務の共同処理等の推進等、法令上義務付けられた事務の一部を都道府県が代わって処理することを検討する必要があると、垂直補完と言っておりますが、そういうことを検討する必要があると言われていたところでございます。こうした答申が行われているところでございますけれども、昨日、民主党政権が誕生となりまして民主党の掲げた政権公約は霞ヶ関を解体、再編し、地域主権を確立するということとなっております。その政策目的といたしましては、国と地方の関係を上下、主従の関係から対等協力の関係に改める。地方政府が地域の事情に合った行政サービスを提供できるようにする。具体策といたしましては全ての事務事業を整理し、基礎自治体に対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に委譲するとしているわけでありまして、また、2007 年、民主党のマニフェストにおきましては、2012 年から第 2 次合併を推進し、6 年後の 2018 年には 700 から 800 の基礎自治体にいたしまして、最終的には国と 300 の基礎自治体による国の形へと全国再編をするということでございます。従って、民主党の考えといたしましては、最終的に都道府県も廃止をして国と基礎自治体の 2 層構造にしようとするものであります。これは構想ということでございます。また本年 4 月に出されました道とのマニフェストでも地域主権を回復するため、政権獲得を 3 年目までに基礎的自体のあり方の制度設計を進め、自治体の自主性を尊重しつつ、第 2 次平成の合併を推進し、現在の市町村数を当面 700 から 800 程度に集約して基礎自治体の能力の拡大に努めるとしているところであります。この地方制度調査会からの答申を受けて、何も動いていない矢先に民主党政権となり、民主党も政権公約の段階にあるわけでありまして、こういう状況にあるわけですが、こうした地方分権改革の考え、流れを受けましては、従来推進されてきた市町村合併の考えとは大きく異なると思っております。それはこれまで進めてきました隣接町村との合併程度では対応出来なくなるということござい

まして、十勝単位の広域連合、合併というものが求められまして、また国の改革、道州制推進において十勝全体としての考えが必要になってくるものと思われるわけでありまして。私は将来とも更別村が自立をしていって欲しいと思っておりますけれども、自治体を維持するだけの自立は避けなければなりませんし、いつまでも自立することが住民にとって不利になる場合は合併は必要と思っております。現在、平成 17 年度に十勝町村会で策定し、確認された十勝一市構想を元に平成 18 年度から滞納整理機構もスタートしさせておりますし、平成 20 年度から十勝圏における新たな広域連携推進といたしまして消防の広域化を平成 25 年を目標に、また市町村の事務事業の広域連携についてもせい精力的に検討が進められているところでございます。現在の私の考え方としてはこの十勝一市構想を元に将来の姿を描くことが大切と思っております。十勝全体のグランドプランが必要になってくると思っております。こうした状況の中で更別村といたしましては基幹産業の基盤をしっかりと整えておく、また将来、合併となりまして住民が安心していつまでも住み続けたい地域としておくことが現在、私に与えられた仕事と思っております。

以上でございます。

6 番 松橋さん

本当に言われたことがそうなのかなと僕自身も思います。ただ北海道は合併が進まなかったかと言えば、広いですし、過疎ですし、今、村長が言われたとおりだと思えます。

その覚悟というか、更別村として合併というのはあるものもないものも一緒になるのが合併ですから、更別村の体制としてどういう施策が出てきても、対応できることが必要だと思います。それで、昨日与党が変わったばかりで、これが果たしてどうなるのかは別でしょうけれども、村長が言われたことは大体そこには載っているのですけれども、地方政府の確立、基礎自治体優先の原則とか、補完制の原則、そこに合併施策の是非と市町村の位置付け、都道府県と市町村間の問題とそういうことからいきますと、団塊の世代がこれからピークになりまして子ども達が少子高齢化で維持出来ないというのは目に見えています。ですからその辺が前のように飴とムチでやりなさいよという、特例で議員の数も残しますし、何年間の特例債で面倒を見ますというような合併はおそらく今回は考えないでしょうし、村長が言われたとおり更別村が農業を基盤として、その中できちんと自立をしていけばおそらくリーダー的で参画できるかなと思います。

そこまで行く前に議会の改革は、ここで言うのは本当にどうかと思うのですけれども、実は栗山町の議会条例が随分と最近話題になっておりまして、年間 200 程度も勉強に訪れている。それでどの辺が違うのかなというのは、議会の場所が議論、討論の場所という発

議長
6 番松橋議員

議
村

長
長

想で住民自治ということで出前を1年に1回必ず議会がしている。そして声を聞く。政務調査費も復活した。逆に勤労者が議員になれたり、女性議員の進出をどうやって助けてあげるのかというような環境整備というものが必要かなと思います。僕達も勉強と地域住民とどう関わりあって議会を運営していくのかという点について、村長に聞くのは失礼かと思うのですけれども、もしお考えがあればお願いします。その辺はやめときますか。

岡出村長

まず前段で再質問いただいたことにつきましては、平成11年度から進められた平成の大合併の効果もあったわけでありましてけれども、一方で財政ありきの合併であったということが問題として残ったわけです。ですから私は次の合併の時には十勝全体をどうするのかということの中で合併というものを考えていかなければならないということでございまして、その中でやはり更別村は中札内村と小規模町村でございますので、合併論議の中で大きなものに巻かれてしまっただけでは特色ある更別村地域というものが将来困ってしまうということも考え合わせまして、やはり連携するところは連携するというところで中札内村と色々な面で連携をさせていただいて準備をいたしているところでございます。

それから議会改革につきましては、今次の答申の中でも種々述べられております。その中、私も読ませていただいて、やはり今の行政改革、それから行政推進上、これからの行政を運営していくためには必要な事項ばかりなのです。ですから私はこの答申に基づいて国の方も真剣に考えて検討されて、法制化されていくべきものだろうと私は思っているところであります。その中で現行法令と改正法令の中で議会は議会として、監査委員は監査委員としてどのような運用を図っていくのか、活動していくのかにつきましては、やはりまずはそれぞれの独立した機関で検討されていくべきかなと思っております。その色々な経費の問題につきましては、私どもも協力をしていかなければなりませんし、これら経費が増大することは行革に反対になるのではないかということでお叱りを受けることがございますけれども、この経費が増大しても住民の利益につながるものであれば、それはまた立派な行革と私は思っておりますので、それぞれの機関で鋭意努力されて私どもも努力させていただきたいと思っております。

6番 松橋さん

議 長
6番松橋議員

なかなか聞きづらい質問というか自分達のことを聞いてしまって非常に失礼だとは思っておりますけれども、今、答えがどうなるかは別にしましても、改革が迫られているのは事実ですし、特に監査のことも独立性を持たすために大きな町村でなくても公認会計士なりにも委託をするという文面も出てきますから、僕らもそういう考えの中に知っておく必要があるのかなと思います。

それで、もしお答えが出来るのであれば、議会事務局職員の育成という立場ということで、こういうお話が若干ありまして、どちらにしても私どもの村は少人数ですから、議会事務局の職員は異動なりで、本当は立場上、村長が任命するのでしょうか。それは当然のことなのですけれども、議会として独立性があるのであれば、議会事務局というのは独立しているべきだ、なぜそうですかという、さっきまで総務課にいて、課長なり何かをしていた。もう理事者の方へ昨日まで一緒の立場でいて、独立性といってもなかなか立場上そうはならないでしょうということで、ある大規模な市においては、議会が独自に承認をしているという形もあるそうです。それで議会の独立性となると、その辺も含めて僕達も勉強しながら、いく姿になっていくのかなと、今、村長からもそのことに対しての経費は惜しみませんということで、僕らの方も提案はしますけれども、早急に私達も努力をしますし、お互い両輪で、特に国から言われて右往左往する前にこちらも構えておくことが必要だと思いますので、こちらも勉強しますので、ひとつご協力もしますし、やはり二元制の中では、監査の立場の方が今は強いので、その辺の議論もさせていただきますけれども、そのことも理解を得ましたので終わらせていただきます。

議長 長 この際、暫時休憩いたします。 (11時55分)

議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。 (11時10分)

3番 菊地さん

3番菊地議員 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

橋は2項目、12点について所見をお伺いし、またご提案を申し上げたいと思います。また片桐教育委員長におかれまして長い間、村の教育にご尽力を賜りましたこと心より感謝申し上げます。ありがとうございました。また最後の議会ということですが、後程、ご答弁の方、お願いしていますので、恐縮ですけれどもお世話になります。よろしく願いいたします。

では1項目目です。

新型インフルエンザ対策と危機管理、来たるべき流行に向けてということで、通告書に記載させていただきました。

新型インフルエンザに関しましては、昨年12月の定例議会におきまして、その対策について、また備蓄についてお伺いしたところです。その時は、まだ新型インフルエンザが正式に発生した、人から人へ感染したということはまだ起きていない時だったのですけれども、その後すぐに、メキシコやアメリカ、カナダで発生いたしました。あっという間に6月にはフェーズ6のパンデミックを宣言するまでになっています。

私達としましても対岸の火事のような半分そんな気持ちでニュースを見ていたような思いがありますけれども、いよいよこの夏に国

内でも本格的な感染が発生しました。

今、厚生労働省では、この発生状況を第二段階、国内発生早期と位置づけているそうです。季節型インフルエンザも含めまして、これから秋、冬に向けまして、本格的なインフルエンザの流行期、蔓延期を目前に控えまして、今回は発生前の質問ということでしたので、また具体的な対策についてどうなっているのか。

10日にお伺いいたしました一般行政報告にも新型インフルエンザ対策について詳しく報告がされています。これに加えまして、より具体的な対策が必要ではないかと思しますので、6点についてお伺いいたします。

まず、1点目です。

村内の独居、また高齢者世帯の方々の感染予防、感染予防に関しては、こういう配りものの時に、気をつけよう新型インフルエンザというチラシも全村に配布されたりしておりますので、啓蒙等については十分にされているとは思いますが、独居の方、高齢者の方々の感染時の救済の具体的な方法についてはどのようにお考えでしょうか。

2点目です。

村内企業、事業所の従業員、またそのご家族の方に感染者が発生した場合の対応と、商工会等との連携、そのご家族の方、仕事に携わっている方の、まだ感染は認められていないけれども、自宅待機が必要なかどうか、その時の対応と指導についてお伺いいたします。

3点目です。

予防接種ワクチンの確保については、厚生労働省の方からも色々発表がありますけれども、今月中には正式に発表しますという報道がなされています。この国内産のワクチンの絶対数が足りないですとか、そのような問題もあるとは思いますが、そこで予防接種ワクチンの確保と実際に村で手に入るまでの今後の見通し、また厚生労働省との優先順位の兼ね合いもあるとは思いますが、村としてどのようにお考えか、お伺いいたします。

4点目です。

タミフル、今1番インフルエンザに効果があると言われております。有効と思われる薬品等の備蓄状況とこれから先の確保の予定ですか状況についてお伺いいたします。

5点目です。

一般行政報告に資材備蓄状況、9月8日現在ということで、消毒器、サージカルマスク等、詳しく数量まで報告されています。

これは今あるということで、今後の更なる資材の備蓄予定について具体的にお伺いいたします。

6点目です。

新型インフルエンザの集団感染がこれからも予想されます。その

時に例えば村の職員の方々が集団感染をしますと、一時期に大量に欠勤するというような事態もないとは言えないと思います。そういう最悪の事態を想定したシミュレーション、例えば各種業務を今までどおりに継続が必要なものと延期や中止、また変更で対応する事業等に分ける。

また、村の通常の業務が麻痺すれば、当然、住民の方、企業の方々の活動にも支障を来たします。村の安全と安心を守るために、職員の感染予防、体調管理に万全を期した上で、また業務を継続する必要があります。このような大流行期こそ、今まで計画していますインフルエンザ対策事業を実施しなければならない。その場合の村としての業務継続計画等、そのような計画の存在と、また、ないとしたら、これからの策定のお考えはおありでしょうか、お伺いします。

岡出村長

菊地議員のご質問にお答えを申し上げます。

村といたしましては、これまで新型インフルエンザ対策につきましては考えられる、または実施可能な対応を取ってまいったところでございます。

今般の新型インフルエンザにつきましては、感染力は強いものの、その多くが基礎疾患、糖尿病、ぜんそく等をもつ方を除きまして、軽症のまま回復いたしておりまして、また抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効である等、季節性インフルエンザと類似する点が多いとされているところであります。

国におきましては、この秋、冬に向けまして、国内での患者数の大幅な増加が起こるものと想定をし、社会的混乱を最小限とするための体制整備に重点的にシフトすることといたしまして、本年6月19日に、医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針が改定されたところでございます。

また、この指針改定を受けて、道においても7月29日に、今後の医療体制についての方針が示されたわけであります。

この中で医療体制につきましては、原則として、全ての医療機関において院内感染対策を行いまして、基礎疾患を有する者等、ハイリスク者と申してございますけれども、感染防止を図りながら、外来診療を行うこととされております。

軽症者は原則、自宅療養、ハイリスク者につきましては、軽症でも入院を検討し、主として重症者を入院させることといたしているわけであります。

本村におきましても、こうしたことを受けまして、国保診療所での外来診療を受け付けているところでございますが、現在のところ、新たな新型インフルエンザの患者は確認されていないところでございます。

また、農業高校を含みまして、十勝管内においても集団発生事例が散見される状況でございますけれども、報告義務が集団発生以外

がなくなりまして、結果、全てのインフルエンザの患者の状況を把握することは現在、困難な状況になっているということでもあります。

こうした中、感染を拡大させないためには、有症者の方及びご家族を含む関係者の方の適切な対応が不可欠となっておりまして、インフルエンザに関する正しい知識と適切な対応を促すために医療機関の受診方法や、り患時の対応及び感染予防方法について住民への情報提供に努めているところでございます。

そここでご質問の1点目の独居及び高齢者世帯の感染予防と感染時の具体的救済方法でございますが、今後、村内で感染が拡大する状況になった場合においては、本村の新型インフルエンザ行動計画に添って、独居及び高齢者世帯の方を含む要援護者の方の安否確認を行うとともに、自宅療養が困難な方につきましては、公共施設への一時避難や物資供給などを計画しているところでございます。

2点目、従業員及び家族に感染者発生時の村内事業所の取扱いと指導でございますが、事業所対策につきましては、国の指針改定を含めて関係省庁から各業種毎の関係団体に事業運営の工夫についての要請がなされているところでありますけれども、福祉施設や商工会と関係機関と密接に連携をはかりながら、これらに対応してまいりたいと思っております。

3点目の予防接種ワクチンの確保と見通し、接種の優先順位でございますが、国の方では、本年10月下旬から翌年3月までに約1,800万人分の国内産ワクチンの出荷が可能と考えられておりますけれども、数量が限られていることから、優先接種対象者の検討が行われているところであります。

現在想定されている優先の接種対象者は、インフルエンザ患者の診療に従事する医療従事者、妊婦及び基礎疾患を有する者、1歳から就学前の小児、1歳未満の小児の両親の順で、約1,900万人と推計されております。その他の者として、小中高生、65歳以上の高齢者で約3,500万人となっておりまして、海外産ワクチンの輸入も検討されているところであります。

このように今年度のワクチン接種につきましては、国で定める優先順位に従って行うことを基本に考えているところでありますが、時期や方法について、まだ未定となっております。新たな情報、指導が入り次第、早急に適切に対応してまいりたいと思っております。

4点目のタミフル等薬品の備蓄状況と今後の確保でございますが、治療薬のタミフル等の薬品につきましては、国及び道において計画的に進められているところでございます。医療機関においても、現に治療に必要な分しか購入出来ないとされているところでございます。治療に必要な数量は確保、供給されるということでございます。

従って、備蓄となりますと、これは困難な状況にあるということでございます。

5 点目の今後の資材備蓄予定でございますが、一般行政報告で報告した以降につきましては、サージカルマスク 2,000 枚と消毒薬 3 缶をその後、購入しております。

今後、予算の範囲内で備蓄を進めていく考えでございます。

6 点目の業務継続計画の策定についてでございますが、村内での新型インフルエンザの発生、まん延時に業務遂行体制を整えるための業務継続に向けた対応策が課題と捉えているところでございます。

基本的には、各課の個別事務業務を 1 つ目として従来通り継続、2 つ目として取り扱い方法の変更、3 つ目として中断及び中止、4 つ目として使用中止施設の 4 つに分類する等、村民への感染リスクを減らしながら影響を必要最小限に業務を継続していく必要があります。現在、村の業務継続計画の策定を行っているところでございます。

今後も、情報を把握する中で、これら新型インフルエンザの対策をとってまいりたいと思っております。

今後とも村の役割として、社会的弱者の対応や村民への周知、情報提供、感染拡大防止に向けて適切な対応に努めてまいりますことを申し上げて答弁とさせていただきます。

3 番 菊地さん

心配な部分についてもきちんと考えていられるようで安心いたしました。

2 点確認したいのですが、予防接種ワクチンの数は例年、更別村でも季節性インフルエンザの予防接種は行われているわけですが、その数というのは例年分位は確保出来ているのでしょうか。

それと業務継続計画を策定中ということですが、これはいつ頃完了予定でいらっしゃいますか。

岡出村長

予防接種のワクチンの確保でございますけれども、新型インフルエンザのワクチンの製造業者に向いておりますので、従来のワクチンは従来よりも数量は減っているということでございます。その中で更別村は無料接種ということを打ち出してございますので、なるべく住民の方々のご要望に応えられるようにワクチンの確保に努めているところでございます。

それから業務継続計画につきましては、この秋、冬までにどうしても立てなければならない問題でありますので、早急に立てていきたいと思っております。

3 番 菊地さん

ワクチンは今一生懸命作っているところですので、現実にくつつあるのかというのは今後のことだと思いますので、確保のためにご尽力いただきたいと思います。

それから計画というのは、季節性インフルエンザも合わせて早めに流行が始まっておりますので、秋には 1 日も早く完成していただ

議長
3 番菊地議員

議長
村長

議長
3 番菊地議員

くようにお願いしたいと思います。新しい情報を見ますと、タミフルに耐性のある新型インフルエンザウイルスというのが人から人へ日本の国内で感染が実際に報告されています。弱毒性と言われているウイルスも人から人へと感染を繰り返すことによって徐々に毒性が増していくということも以前から言われていることですし、特定疾患のない健康な方の死亡例も昨日も報道されたところでした。弱毒性だからといって大丈夫だということではなくて、万全を期しまして住民の皆さんが求めているのは正確な情報を公開するということと、村としての迅速な対応が何よりも村民の皆さんの安心、安全となって反映されるのだと思います。その時になって本当に慌てることのないように万全の対策をお願いしたいと思います。

2 項目目は子どもの読書活動推進と環境整備ということで、何点か質問、そして私なりの提案を申し上げたいと思っています。

ここ 10 年程、子ども達だけではなく、大人の私達の世代にも読書離れですとか、活字離れということが言われています。

学校読書調査というのがありますが、ここ 10 年で児童や生徒の読書率は上がっているという結果が出ているのです。これは携帯小説ですとか、色々な部分の底上げがあると思うのです。読書率が上がっている。

しかし、国際的な調査では、読解力が低下している。本を読んでいるのにも関わらず、読解力が低下している。

そして全国の学力試験の結果を見ますと、北海道は非常に残念な結果が続いているという数字が出ているのですけれども、学力の底上げには、読解力を上げることが必要であるということで、新しい学習指導要領におきましても、読書活動によって、言語活動を充実させるという方針、理念が引き継がれています。

学校図書館の利活用についてお伺いしたいと思います。

まず 1 点目です。

更別村の第 6 次社会教育中期計画というのがあります。こちらによりますと、第 3 章第 4 節に子どもの読書活動推計画というのがあります。ここに 4 ページに渡って、図書室ですとか、学校の図書館、子どもの読書活動についての色々な計画、村としての教育委員会としての考えが述べられているのですけれども、ここには積極的に具体的な施策を行うというふうに述べられているのですけれども、実際、この計画も平成 18 年度から 22 年度までの計画となっています。そろそろ、その成果と実際どうだったかというものが見えてくる時期だと思います。読書推進のための環境整備等、その計画の成果、また短い期間で計画も不十分なところは見直す必要があると思います。そのことについて、お考えをお聞かせ下さい。

2 点目です。

全小学校に司書をというのは理想ではありますけれども、今のところ学級数が 12 以上の公立小中学校では、司書、または司書教諭を

必ず配置するようという義務付けがなされていますが、更別村には 12 学級以上はないのです。そうなりますと、それは自治体の判断である。自治体でやって下さいというようなことになっているのですけれども、司書というのは、本当に大切な存在だと私は思うのです。

大きな学校を抱えています東京都の荒川区や調布市では、司書を配置することによって、教員の方々の図書館や本に対する意識が大きく変わったですとか、学校図書館というのは、ただ勉強するだけではなくて、子どもを丸ごと受け止めて、心の成長を見守る場所なんだというふうにアンケートに答えているような成果も上げています。

自治体の判断、村の教育委員会の判断とされる 11 学級以下の村内の学校への今後の司書の配置等についてお伺いをいたします。

3 点目です。

厳しい財政の中、村内の学校全てに司書をきちんと配置するのは、なかなか難しいと思います。学校現場の先生方も本当に多忙を極めていらっしゃるし、学校の図書館をきちんと整理、運営するようというというのは、なかなか難しいことです。ですので、一般的に言って、学校の図書館は本の墓場であるというような酷評まであるところでは、更別の学校の図書館がそのようなことがないように、どうかならないかと考えたのですけれども、村には、図書館司書、司書教諭、社会教育主事任用の資格を 1 人で持っている方がいらっしゃいます。その方を、今までどうして活用しなかったのだろうというのが非常に残念なのですけれども、その方は資格もある、実績もある、経験もあるということで、村内の学校に派遣をいたしまして、週に 1 日ないし 2 日は、1 日図書室に行くと司書がいて、本について色々な情報提供をしてくれる。アドバイスをしてくれる。本のことではなくても、悩み事でも受け止めてくれる、そういう環境を作っていくってはどうでしょうか。

また村の図書室に専任の職員の方がいない時がある。どうしても村の図書室に対する仕事をする時間が限られてしまうというリスクの面では、図書サポーターといった形でそのような部分をサポートする公共のボランティアの方ですとか、読み聞かせのサークルも村では機能して定着しています。そんな形で、協働のまちづくりを具現化するような体制を作るのはいかがかなと思います。

国は、学校図書館図書整備 5 か年計画というのを平成 19 年から 23 年まで持っています。地方交付税に毎年約 200 億円を上乗せするという学校図書館の整備にも着手しているのです。普通交付税措置ですから、どういうふうを使うかというのは、自治体の裁量に託されますし、他の予算に流れてしまうこともあるのですけれども、図書購入費も必要ですけれども、ソフトの部分をきっちりサポートする司書の方の配置や、システムの構築に活用することが子供達の利

益につながるとは思いますけれども、そのことについてのお考えをお伺いします。

4点目です。

北海道でも、子どもの読書活動推進計画を受けまして、概ね5年を計画とする、子どもの心を育む北の読書プランという立派なものを作っています。時代を担う子どもの心を育む北海道こどもの読書活動推進計画、道教委がこんなに素晴らしいものを作っているのですけれども、これに色々書いてありますが、その中で地域における取組みの中で、子どもの読書環境の地域格差の改善というのが強くうたわれています。更別村の子供達の状況を見てみますと、確かに村の社会教育中期計画にも書かれています。村の図書室は子どもたちの居場所として、非常に重要な場所であると村のお考えとして書かれていますけれども、実際確かに更別小学校の子供達は学校から帰ってから歩いて、自転車で行けます。更別中央中学校の子供達も行けますけれども、上更別小学校の子供達はどうか。とても居場所にはならないのです。村の図書室は非常に遠くて、その読書環境というのは、平等ではないです。不平等だと思います。まさに地域格差です。これはやはり是正しなければならないことだと思います。ですので、提案なのですけれども、公用車を利用して移動図書室と言いますか、移動図書サービスのようなものを専門の知識と資格をお持ちの方と一緒に派遣することによって、その格差を少しでも埋めていくような努力が教育委員会として、村の子供達の学力、学力だけではなくて、読解力というのは生きる力につながると言われていますから、その部分での底上げをする意味でも、これはやるべきことではないかと思えます。また小学生だけではなくて、将来的に空き教室の利用ですとか、上更別福祉館も空いていないことが多いですから、その一角を利用して柔軟なサービス提供を色々とお考えいただきまして、上更別地区の住民の方の読書環境をも飛躍的に向上させることが出来ると思うのです。そんなこともお考えいただければいかがかと思えますので、所見をお伺いいたします。

5点目です。

縮小予算の中で図書費も削られていっているのです。

更別の学校、幼稚園の図書費の金額も徐々に下がっています。何か厳しくなってくると、そういう部分は教育費に、子供達の部分にも痛みが行ってしまうというのは非常に切ない部分ではあるのですけれども、そのような部分を福島県の矢祭町では、もったいない図書館というのがあるのですけれども、読み終わった本を一般の方から寄附していただく、そして図書館を作りましょうということを先進的にやられて成功しているというのがあるのです。そこまでは行かないにしても、例えば、今、更別村の図書館がやっています図書だよりが毎月きちんと発行されて全戸配布されています。それとか、今回の広報を見ましたら、図書室からのお知らせというスペー

スがあるのです。こういうようなところを利用して、読み終えた本を何でも下さいというのではなくて、本当に必要な本、利用者の方から今度この本があったら良いなという要望も図書室としては受け付けていますから、そんなものをこんなDVD使い終わった方があったら寄附していただけませんか、この作家の本をお持ちの方は寄附していただけませんかというような具体的な呼びかけをして本当に必要なものを住民の方からお力を貸していただくというようなこともどうかと思います。

そのことについてのお考えもお伺いしたいと思います。

6点目です。

村の図書室には、私もよく利用させていただいております。子供達も連れて行ったり、孫も連れて行ったりしていますけれども、最初に来た時から非常に不満な部分というのが、かなり多くの方から聞くことでもありますが、集中して読書をしたり学習に取り組める環境がないのです。席は確保してあります。でも1つのフロアの中に席があるのです。受験勉強や試験勉強、または夏休み、冬休みの長期の休みの時のグループ学習、自由課題の勉強、そんなことを集中して出来る場所がありません。ですからそのような設置が必要だと思えます。

以上、6点についてお伺いいたします。

片桐教育委員長

ただ今は、労いの言葉をかけていただきましたし、また最後にこうして登壇の場を与えていただきましたことに対しまして感謝と御礼を申し上げたいと思います。

質問にお答えをさせていただきます。

子どもの読書離れが進んでいるとご指摘されまして、久しいところでございますが、議員のお話にもありまして、毎日新聞社と全国学校図書館協議会が共同でまとめた、学校読書調査によりますと1か月に読んだ本の冊数が小学生11.4冊、中学生が3.9冊、いずれも過去最高となったとされておりまして、一方で読解力の低下も指摘されておりまして、新学習指導要領においても読書の推進や言語活動の充実等が盛り込まれております。

1つ目のご質問の第6次社会教育中期計画の子どもの読書推進計画の進捗の状況についてですが、1つ目の項目、家庭、地域での子どもの読書活動の推進ですが、現状では、家庭教育学級の活動は進んでおりませんが、本に親しむ動機付けとして、村保健福祉課の事業で、子育て支援センターに助成しての幼児検診時に絵本等を贈り読み聞かせなどを指導するブックスタート事業を実施しております。また、発達段階に応じた優良図書の紹介では、村図書室での購入の際は子供向けの図書を吟味して購入し、室内での紹介展示の他、定期的に発行している図書室だよりや村の広報誌での紹介に努めているところがございます。更に、本に対する要望に応えるため、司

書の資格を持つ職員を配置して各種の要望に応えることができるように配慮しているものでございます。図書室等の活用による読書活動の充実については、具体的な活動までは手が回っていない状況ではありますが、読み聞かせ事業等につきましては、村内のボランティアサークルが自主的に更別小学校での読み聞かせ活動を月に1度実施していただいております。また、今年度は子ども夢基金を活用した体験事業として、更別、上更別の両小学校での読み聞かせと絵本体験事業を実施し、読み聞かせとともに、本の楽しさを伝える講話を実施していただいております。

2つ目の項目の公立図書室の整備、充実ですが、子どもの読書活動に関する図書資料や読書情報の整備、充実については、予算の範囲内ではあります。定期的に購入を進めるとともに、時期に合わせたテーマ毎に紹介展示を行っております。子どもの読書スペースの充実については、子ども向けの本をまとめて収納展示しており、その中央にはテーブル、椅子を配置するとともに、靴を脱いでリラックスして読書を楽しむことのできるカーペットスペースも備えております。各種情報機器の維持については、インターネットを閲覧することのできるパソコンを設置しておりますとともに、視力の弱い方のための拡大読書機や映像を視聴することのできる、ビデオやDVDのプレーヤーを備え、利用いただいております。郷土資料などの収集、整備については、その発行毎に提供を求めて収集する等して、内容毎に整理し、展示を行って利用しやすいように努めております。

3つ目の項目の子ども読書活動の推進体制については、子ども読書の日、子ども読書週間等は設定しておりませんが、比較的読書の時間を持つことのできる学校の長期休業期間中に、学校へのチラシ配布等を行って、自分の目標とする冊数を予め申告し、読書に挑戦するブックウォークを行っております。優良図書資料の情報提供については、村広報誌への掲載や図書だよりの発行を行うとともに、広域連携の一環でもありますが、中札内村図書館の新作図書情報を室内に掲示し、更に返却は本村図書室でお預かりする等の方策をとっております。また、子どもの読書活動情報の収集、提供についてですが、日頃から情報の収集に努めるとともに、各種研修会等においても積極的に参加し、情報を収集し、可能な限りの実践に取り組んでいるところであります。

以上のように、第6次社会教育中期計画の進捗については、進んでいる項目も多くありますが、一部滞っている項目もありますので、今一度、点検と実施の可否についての検討を行い、期間内での内容充実や事業実施に取り組んでまいりたいと考えております。

その中で、本計画は22年度までの計画であり、22年度中に見直しを図って、新たに5年間の計画を策定する予定であります。

次に学校図書館への司書教諭の配置についてであります。

12学級以上の学校には配置の義務がありますが、本村では該当する学校が無く、道教委の経費による配置は出来ないことから、配置する場合には村の費用による配置となります。議員の言われる、司書教諭の配置の重要性と効果は、その通りだとは思っておりますが、現在の厳しい財政状況の中であって、配置は難しいものと考えております。

そのようなことから、次のご質問でございますが、改善センター図書室職員は、お話のように図書館司書及び司書教諭の資格を持っております。ご提案いただきましたように、村図書室の職員が定期的に学校図書室に駐在して読書指導等を行うことについてですが、村図書室本来の業務を持った中では、そう頻繁な学校駐在は難しいものと考えております。ご指摘のように、学校の図書館は管理運営に手が回っていない部分が見受けられることから、学校現場での協議をした上でのことになりますが、1か月か2か月に1回程度、不定期で学校図書室を訪問し、基本的な分類や整理と指導を行う、また、担当する学校の教諭との打合せを行う、更に、タイミングを見てではあります、本の読み方の指導講座を開く等、方策を検討してまいりたいと考えております。

次に、本の分類や整理、読み聞かせに民間の力を活用してはどうかというご意見であります。先程もありましたが、村内のボランティアサークルの皆さんが本の読み聞かせ活動を積極的に実施していただいております。読書の効果、素晴らしさをまさに身をもって実践していただいております皆さんでございまして、もし、ご理解をいただけるのであれば、そのようなご協力をいただきたいと思いますところですが、これは当然、サークルの皆さんのご意向をお聞きするとともに、学校現場との具体的な検討が必要になります。学校支援という観点からの検討を進めてまいりたいと考えております。

学校図書の購入費であります。ご指摘のように、普通交付税で措置された額の半分程度の予算配分とさせていただいております。本来であれば、措置された額以上の費用を充てるべきところですが、過去からの購入によりまして、文部科学省の定める、学級規模に応じた学校図書の標準冊数を概ね充足していることや、村の財政的な事情もあって、他の経費に充用させていただいている現状であります。

そこで、その費用について、司書の配置やシステム構築に活用してはどうかのご提案をいただきました。現在の規模の学校図書館での司書配置については、業務量的にも難しい点があるかと考えております。子どもたちが学校図書館を利用しやすく、本に興味を持つようにする方策、そのことに有効な方策があるか、実現の可否について、検討を進めてまいりたいと考えております。

子どもの読書環境の地域格差の改善について、上更別小の児童にとっては、村図書室が遠方であり、読書環境が平等ではないことか

ら、上更別小に村図書室の図書を運んで貸し出す、移動図書館の実施とのご意見であります。この件につきましては、当図書室職員がその実施を計画、協議していたことでありまして、早急に学校との協議を進める予定であります。当面、毎月第2、第4木曜日の放課後に本を持って訪問し、児童対象に貸し出しを行うことを、この10月から実施するよう計画中でございます。なお、上更別小学校児童以外の一般住民等への拡大につきましては、今回の試験的実施の状況を見ながら判断したいと考えております。

緊縮予算の中での図書の整備の一環として、住民の皆さんから読み終わって不要になった図書やDVDなどの寄付を呼びかけてはどうかのご提案でございます。一度読んだ後、本棚に眠ったままになっている図書をご寄付いただき、たくさんの方に読んでいただく、更に村としても図書が増えることは意義が大変大きいものと考えております。ただ、無制限で寄付をお受けすることには難しい点もございます。例えば、特定の趣味にあった月間雑誌、特定の宗教を啓蒙する書籍、暴力や性風俗等公序良俗の観点から問題があり、更に汚れや破損の激しいもの等はお断りするなど、一定の条件をつけて寄付をお受けする必要があると思われれます。その条件等について検討し、機会を見て寄付募集の呼びかけを行いたいと考えております。なお、寄付の本が、村図書室で重複する場合等は、幼稚園や学校への配置、更には一般住民の皆さんにご自由に持ち帰りいただくことも想定して進めてまいりたいと考えております。

村図書室に専用の学習室、閲覧室が必要とのご意見であります。村図書室にもそのような部屋を確保してご利用いただくことができれば、より利用しやすい図書室になるものと考えます。しかし、現状の中では、利用数が少ないとはいいながらも、多目的に使われている会議室を恒常的に学習室や閲覧室に使用することは改修の費用や、その使用頻度等から難しい問題が多いものと考えます。このことから、現状の図書室内において、子ども向け図書スペースの配置換え、もしくはブースの設置等、方策を検討し、対応してまいりたいと考えるものであります。

最後に、学校でも地域でも図書館の充実は大きな意義を持つというご意見に賛同するものであります。より良い読書環境の構築のために、厳しい財政状況の中でも人材の配置と予算の確保を図るべきとのご意見であります。冒頭にありました、子どもの読書離れや読解力の低下も指摘されている中で、今後とも読書活動の推進は重要性を帯びてきているものと考えます。厳しい精査を経て取り組んでおります村の各種事業の中でありまして、他の予算との整合性を図る必要性はありますが、今後の読書活動の推進や学校図書室、村図書室のあるべき姿について、検討を進めて出来るところから実行してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長
3番菊地議員

3番 菊地さん

早速、10月1日より実施していただけるという事業ですとか、前向きにお考えいただける部分がたくさんあって本当に私も嬉しく思います。本当に図書館というのは、確実に人を育てると思います。大学だったら大学の価値というのは、その図書館の価値で決まると言われるくらいなのです。ですから学校でも地域でも図書館の充実、図書館は残念ながら独立した図書館、図書室と申し上げていますが、そこを充実させるということは大変大きな価値を持ちます。あと学習室、閲覧室は村の中の公共施設がたくさんあるのですけれども、それぞれにきちんと会議室があるのです。ほとんど使われていないと感じる会議室たくさんあるのです。いつ通っても空いている、誰も使っていないと思うところがたくさんある。そこら辺を整理して全ての施設に会議室はなくなっていくのではないかと私は思うのです。ですから、そこら辺も柔軟に考えていただいて、必ず学習出来る環境は必要です。家で勉強すればいいじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、受験生にとって図書館で勉強出来ないというのは致命的なことだと思います。これはどうやったら出来るのだろうという部分から入っていただきたいです。

是非、教育長燃えて下さい。

議長
教育長

阿部教育長

開館中の図書室の方も見させていただいておりまして、その中で子ども達が真剣に集中して勉強に勤しんでいる姿もよく見かけます。中学生については一般図書のコーナーの方での勉強が多いわけですし、小学生については児童書のコーナーで勉強している姿をよく見かけます。そういった意味で閲覧室、学習室のご提案については本当にその通りかと思えます。必要性は十分感じているところなのですが、ただ現実にその利用される方、独占的な利用がなかなか難しいという部分があります。今は改善センターで申し上げれば、創作実習室がすぐ横でドア1枚を設ける程度で可能となるわけですが、あの広いスペースにどのようなブースを設けるか、もしくは仕切りを設けるかによりまして、実際の配置を考えました時に非常に難しい部分がありますことと、年間300人、400人程度ではありますけれども、創作的活動をあそこでしか出来ない部分の創作的活動に利用されている実績があります。あそこをつぶした場合にどこでやるかという部分等も含めた中で色々と考えます。

それともう1点は、細かく仕切った時に、ビデオとかDVDのスペースに使ってありますところを閲覧室に出来ないかという話も具体的にはしているのですけれども、ビデオやDVDを外に出した時に子ども達が嬉しくて大きな声で笑うでありますとか、ぶつぶつしゃべりながら見ている子はたくさんいるという中で静かであるべき図書室ではなかなか難しいということで現実には集中力の問題はあるのかと思えますけれども、中札内村の図書館で行われております

ような両側を板で仕切るようなブース方式でとりあえずは考えることも必要なのかなということもございまして、この後、色々調整は必要かと思えますけれども、児童コーナーの図書、本棚の配置換えである程度のスペースを確保しながらブース設置、もしくはコーナーエリアを設置する形から進めていきたいと考えたところです。図書、そのスペースの必要性については十分理解をしているつもりではございますけれども、そういった形から進んでまいりたいということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

議長
3番菊地議員

3番 菊地さん

前向きに色々なことを考えていただきたいと思います。予算の確保ですとか、ハード的な問題ですとか、人材の配置等、たくさんの課題があると思います。でも少ない子ども達をどう育てるか、スポーツが苦手な子どももいるのです。スポーツが好きな子どもばかりではないのです。少ない子供達のその特性というか個性を生かして、どういうふう子ども達を育てていくかということだと思っております。ですから未来を担う大事な子供達のために極端な話、他の予算を削ってでも積極的な取り組みをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長
議長
議長
4番堂場議員

この際、昼食のため暫時休憩いたします。 (12時05分)

休憩前に引き続き会議を開きます。 (13時30分)

4番 堂場さん

ただ今議長からお許しをいただきましたので質問させていただきます。

私は、十勝モーターパークに対する今後の対応について村長に3点お伺いいたします。

まず1点は、3億円以上にのぼる高額固定資産税の滞納はどうなるのかということでお伺いしたいと思います。

平成5年5月に十勝モーターパークは盛大にオープンいたしました。その5年、6年と固定資産税は全納されていたわけですが、14年までは一部分割払いもされていたということでございます。平成7年度から20年度まで14年間の滞納になってございます。私の調べた範疇では固定資産税で311,880,793円、延滞金で347,744,200円ということで合計で659,624,993円と大きな滞納額となっております。

この間、村は平成11年から差し押さえ等を続けてまいっておりますが、まだ解決には至っていない。

また20年度の監査委員の審査意見書の中にも、行政としてより積極的な働きかけを行い、早期問題解決に努力を願いたいというように書かれてもございます。

また、先日の決算審査特別委員会においても、この問題について

の意見が出ております。村民に理解が得られるような早期問題解決を早くして欲しいというようなご意見も出てございます。

納税者の公平性からも自己破産してしまった、どうにもならないということでは村民の理解は得られないと思います。

また、村はこのモーターパークには出資金と会員券として合わせて15,950,000円ということにもなっております。この問題についても自己破産してしまったということですから、この配当はどうか分かりませんが、その辺のことも含めて住民の理解が得られるような何らかの説明が解決の後、村長は必要ではないかと思っておりますので、この件について1点伺いたいと思っております。

それから2点目は、十勝モーターパークの今後の営業はどうかということですが、これは8月末に自己破産ということで、新聞に出ております。当面の間11月までは営業するというようなことでファンはこの間も存続を願い、13日は頑張ろう十勝復活祭というレースも開催されております。道内の他、本州からも多くのファンが集まり盛大に開催されたというような報道もされております。また20日には二輪車の復活レース、23日には3時間耐久レース等、多くの今後イベントの計画もされているようでございます。ファンも村民も来春以降の営業継続を期待しているわけでありまして。村も大口滞納の問題の時期も会社整理については、サーキット場の運営は継続を希望しているというようなことでありました。そのようなことから今後の営業はどうか。これは村長に伺うのもどうかと思うのですが、村長の考えでお願いいたします。

それから3点目ですが、この十勝モーターパークは、更別村にとって経済効果の高い施設だと考えているわけでありまして。この施設は24時間レース、ママチャリレース等、多くのイベントで国内的にも知名度の高い道内屈指のモータースポーツ施設と思っております。イベントの開催時には、道内他本州からも多くの人々が集まり、地域経済の波及効果は大きいものがあると思うわけでありまして。

この施設が閉鎖するという事は、多くのファンが困るだけでなく、地域経済にも大きな影響があると考えます。特にさらべつカントリーパーク、道の駅等については、運営に大きな影響があるものと思っております。

モーターパークの閉鎖、または今後、高規格道路も反対側を通ることになりますと、道の駅は大変な打撃を受けるのではないかと考えております。

また、サーキット場については、あの施設をそのままの形で使うということになれば、使えるだろうけれども、他の用途に使うということになれば、あの施設の撤廃等に大変な経費がかかるのではないかと考えます。また、あの施設は1回休んでしまうとファンの層が減るばかりではなく、再開にはかなりの難しい問題があるというようなことも考えられます。

そのようなことで、経済効果あるいは地域の活性化、村の商工会の活性化等も考えた上で、来春以降も営業を継続するために、村が取得して施設の運営は第三者に委託するか、または施設を貸して運営してはどうかと私は考えるわけですが、この3点について村長に伺いたいと思います。

岡出村長

堂場議員のご質問にお答えを申し上げます。

最初に、繰り返しになりますけれども、今回の十勝モーターパーク株式会社の自己破産の経緯について、概略ご説明をさせていただきたいと存じます。

ご承知のように、十勝モーターパークにつきましては、施設開業当初より財源となる会員権の販売不振による資金難と赤字運営が続きまして、更別村の固定資産税の高額滞納をはじめに、負債総額が100億円を超え、これ以上の会社運営は困難な状況から、本年3月31日開催の第20回定時株主総会におきまして、会社整理の方針が決定され、その方法について、取締役会に調査を一任されたところであります。

本村におきましても、会社整理にあたり、整理の手法、固定資産税の滞納解消や施設の継続運営への配慮などを願うべく、5月27日に十勝モーターパークに対し、申入れを行ったところであります。

しかしながら、会社整理方法等の調査を終えた段階で、その説明がなされるとのことでありましたが、8月31日、突然に釧路地方裁判所帯広支部に自己破産申請がなされたところであります。

同日付で、村に対し、釧路地方裁判所帯広支部より破産手続開始通知書が送付されまして、破産管財人に帯広市の松浦護弁護士を選任し、財産状況報告集会、計算報告集会、破産手続廃止に関する意見聴取のための集会が12月3日に開催される旨、通知されたところであります。

また、裁判所からの通知によりますと、破産者の財産で破産手続の費用を支弁するのに不足が生じる恐れがあるため、破産債権の届出期間等を当面定めないこととなっており、破産管財人において、債権者への配当原資となる破産財団の調査として、施設売却等に向けた検討が進められているものと推察しているところでございます。

ご質問の1点目の高額固定資産税の滞納等の取り扱いについてでありますけれども、平成7年度から発生しております固定資産税の滞納額につきましては、本年9月現在で3億2,873万2,193円に上っております、その延滞金も3億6,730万7,400円となっており、合わせますと6億9,603万9,593円と膨大な金額となっているところであります。

村では、これまで滞納金の徴収にあたり、土地や家屋の差押を行うなど出来る限りの努力をしてまいりましたけれども、十勝モーターパークの慢性的な赤字経営により回収が出来ないまま現在に至っ

ております。

このことにつきましては、いかなる理由がありましても、税負担の公平性等の観点から大変遺憾なことをごさいます、村民の皆様にお詫びを申し上げる次第でございます。

今回の十勝モーターパークの自己破産に伴う固定資産税の滞納分の取り扱いにつきましては、破産法に基づき破産管財人により清算されるものであり、債権の弁済には資産の売却が前提条件となりますが、現在の不況下においては、厳しいものと考えているところでございます。

また、売却されたといいたしましても、固定資産税に優先して弁済される債権として、根抵当権と抵当権分を合わせまして約12億4千万円が設定されておりますことから、固定資産税の回収は、一般的にその金額以上での売却が条件となりますわけでありませけれども、破産管財人の判断に委ねるしかないと思っているところでございます。

なお、固定資産税の滞納分のうち、破産手続開始時に納期限の到来していないもの、または1年を経過していないものについては、財団債権と言われる優先債権の一部となりまして、破産のための裁判費用や破産管財人の報酬に次いで優先して弁済されるものがございませますが、施設の売却や価格も決まっていませことや破産管財人の判断事項でありますことから、この場では、発言を控えさせていただきますことをご了承願いたいと思ひます。

更に、出資金や会員権につきましては、優先権がございませないので、破産債権となりますことから、固定資産税以上に回収が難しい状況にあると思ひしているところでございませます。

いずれにいたしましても、固定資産税の滞納を食い止めるために、これらの処置が必要であったと私は思ひしているところであります。

例えば固定資産税の課税に関して賦課した金額の75%は基準財政収入額にカウントされますので、これは交付税から減額をされているわけでありませます。一刻も早くこの村税滞納を食い止めることが私に与えられた使命であると思ひ強行な手段を取ってまいったところであります。

それからご質問の2点目の十勝モーターパークの今後の営業についてでありますけれども、破産管財人より施設の運営会社でありますインターランド株式会社に対して、施設価値の低下を招かないためにも施設の継続運営が得策とのことから、9月13日から11月15日までの営業継続が認められ、営業を行っているところであります。施設の長期休止等が回避され、安堵しているところでございませます。

村といたしましても、破産管財人が進める破産財団の調査の中で、施設の購入者が現れ、来春以降も継続して施設運営がなされることを切に願ひうものでございませます。

ご質問の3点目の十勝モーターパークの村取得についてであります。議員のご質問にありませました施設閉鎖による地域経済の影響や

隣接している、さらべつカントリーパーク、道の駅等への影響など、影響の大きさを考えますと、何としても施設を継続運営させていくことが必要と考えているところであります。

ご質問にありました、村の施設取得も検討しているところではありますけれども、固定資産税の高額滞納等の問題を抱える中で、取得費の負担等に対する村民の皆様のご理解を得られるものではないと思っております。まずは民間の方による施設運営が最善なものと考えておまして、破産手続の中で新たな施設経営者が現れるように願っているところであります。

なお、村といたしましても、地域振興策として進めてきた事業であり、これまでも多くの経済効果等を地元にもたらしておりますし、このサーキットは国内唯一の24時間耐久レースを開催する等、道内唯一の国際公認サーキットとして多くのモータースポーツ愛好者の方に親しまれている施設でもあります。

サーキットを瓦礫の山と化すことなく、今後も存続されますことを願い、破産管財人に協力してまいるとともに、新たな施設経営者が現れた際には、可能な範囲で支援と協力を進め、施設の継続運営に努めたく考えているところでございます。

いずれにいたしましても、今回の自己破産につきましては、破産法に基づき、会社整理が進められるものと思っております。破産管財人の手続きの推移を見守りながら、対応してまいりたいと存じますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。これら一連のことにつきましては、また動きがございましたら議会の方にもご説明をさせていただいて、ご意見を賜りたく思っておりますし、村民の方々にも一連のことにつきましては、広報等も通じて報告しなければならない案件だと私は思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

4番 堂場さん

ただ今の説明でよくわかりました。

説明に対する理解はよく出来ますが、この高額な滞納、また出資金、会員券等の問題についても色々私も調べた範疇では今、村長の言われるとおり、抵当順番からいっても村の配当はないだろうというようなこともお聞きしております。そんなことも含めて今、答弁にありましたように、解決後は村民の理解を得るような説明をしていただきたいとお願いをいたします。

それから3点目の取得の問題ですが、これも破産したということで、今説明のとおり、あの施設については管財人に一任されて裁判にかかるわけですが、その辺も色々と話によると取得したい会社もあるように聞くこともあるので、その辺のこともよく村としては調査した上で、村として出来るだけ存続出来るようなことで村民が理解出来る範疇であれば取得して継続していただきたいということで前向きな検討をお願いして私の質問を終わりたいと思います。

議長
4番堂場議員

議
長

長

これをもって、一般質問を終了いたします。

この際、日程第4、認定第1号、平成20年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第10、認定第7号、平成20年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの7件を、一括議題といたします。

この7件の認定の件は、議長と議員選出の監査委員を除く全議員による「決算審査特別委員会」を設置し、付託した案件です。

審査が終了し、委員長から「委員会報告書」の提出がありました。

本案7件を一括して、決算審査特別委員長に審査の報告を求めます。

高橋決算審査特別委員長

決算審査特別委員長

認定第1号、平成20年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第7号、平成20年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの7件の報告をいたします。

本件は、第3回定例会において、5名の委員をもって構成する「決算審査特別委員会」が設置され、委員長に高橋、副委員長に菊地委員が互選され、去る9月14日、9月15日の2日間にわたり審査を行いました。

審査の結果、平成20年度決算については、条例及び規則等にとり予算目的に沿って適法に執行されているものと判断し、本決算は適正と認めました。

したがって、本委員会は、認定第1号、平成20年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第7号、平成20年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算までの7件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で審査報告を終わります。

議

長

これで、決算審査特別委員長からの報告を終わります。

「決算審査特別委員会」は、議長と議会選出の監査委員を除く全議員による委員会ですので、委員長の報告に対する質疑・討論は省略したいと思います。

また、本案7件を一括して採決いたしたいと思います。

このことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。

したがって、本案7件は、質疑討論を省略し、一括して採決することに決定しました。

これから、認定第1号、平成20年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第7号、平成20年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算までの7件を一括して採決いたします。

認定第1号から、認定第7号までの7件については、認定すべきとするものであります。

認定第1号から、認定第7号までの7件については、委員長の報

議 長 告のとおり認定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
したがって、認定第1号から、認定第7号までの7件については、
委員長報告のとおり認定することに決定されました。

議 長 日程第11、報告第3号、平成20年度更別村財政健全化判断比率
の報告の件を議題といたします。
報告の説明を求めます。

村 長 岡出村長
報告第3号、平成20年度更別村財政健全化判断比率の報告の件で
ございます。
平成20年度更別村財政健全化判断比率を、地方公共団体の財政健
全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の審査意見
をつけて別紙のとおり報告するものでございます。
次のページ、平成20年度財政健全化判断比率報告書でございます。
地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定によ
り、平成21年度に公表する平成20年度健全化判断比率を次のとお
り報告するものであります。
実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比
率とございますが、該当するものは、実質公債費比率でございまし
て、11.4%となっているものであります。この実質公債費比率でご
ざいますが、村の借入金返済額の財政負担を指標化したものでござ
いまして、この中には特別会計の公債費への一般会計繰出金、一部
事務組合の公債費に対する負担金、債務負担行為に基づく返済金等、
これらを含むものでございます。
横線で引いております所は、計算上、負数となっておりまして、
該当なしということでございます。
あと括弧の数字につきましては、早期健全化基準を記載している
ところでありまして、健全化の段階といたしましては、早期健全
化段階と財政再建段階があるわけでありまして、これにつきましては
は、早期健全化段階の比率ということでございます。
参考といたしまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負
担比率の計算に基づきまして、数値を載せてございます。いずれも
負数となるものでありまして、カウントされないものでございます。
以上で報告とさせていただきます。

議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行
います。
質疑の発言を許します。

議 長 (ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終了し、報告済といたします。

議 長 日程第12、報告第4号、平成20年度公営企業に係る資金不足比

率の報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

岡出村長

村 長

報告第4号、平成20年度公営企業に係る資金不足比率の報告の件でございます。

平成20年度公営企業に係る資金不足比率を、地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。

次のページ、平成20年度公営企業に係る資金不足比率報告書でございます。地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成21年度に公表する平成20年度公営企業に係る資金不足比率を次のとおり報告するものであります。

特別会計の名称といたしましては、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、いずれも資金不足比率はカウントされないということであります。

一般会計における実質赤字比率と同様に実質収支額につきまして、算出されるものであります。ただし、分母となるものにつきましては、標準財政規模ではなくて、公営企業会計における営業収益から受託工事収益を除いた額、事業規模と申しておりますけれども、これが分母となるものでございます。いずれもカウントされておらないということをご報告申し上げます。

以上で報告とさせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了し、報告済といたします。

議 長

日程第13、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会は、継続して、幕別町忠類との境界調査について、産業文教常任委員会は、教育行政の現状について、継続して、農業経営近代化施設整備等関係補助事業の進捗状況等について、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報の発行について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

次に議会運営委員会委員長から、10月1日中札内村における2村議会議員交流会に、議員全員を派遣したい旨、

10月8日、幕別町において開催される十勝町村議会議長会議員研修会に、議員全員を派遣したい旨、

11月17日から11月20日までの4日間、行政視察並びに姉妹都市の東松島市との議員交流のため、赤津議員、菊地議員及び私、木山を派遣したい旨、申し出があります。

おはかりいたします。

申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり承認することに決定しました。

ただ今、片桐教育委員長より発言が求められておりますので、これを許します。

片桐教育委員長

教育委員長
議 長

(片桐教育委員長が退任の挨拶を行った)

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

これにて平成21年第3回更別村議会定例会を閉会いたします。

(14時10分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 21 年 9 月 17 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 高 橋 清 美

同 議員 菊 地 ル ツ